第12回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

① 事業報告の「新株予約権等の状況」
「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

株式会社アイリッジ

法令及び当社定款の定めにより、当社ウェブサイト（アドレス http://iridge.jp）に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

新株予約権等の状況

⑴ 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第３回新株予約権	第４回新株予約権
発行決議日		2013年10月25日	2014年４月11日
新株予約権の数		60個	60個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　12,000株 （新株予約権１個につき200株）	普通株式　12,000株 （新株予約権１個につき200株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 38,000円 （１株当たり 190円）	新株予約権１個当たり 38,000円 （１株当たり 190円）
権利行使期間		2015年11月14日から 2023年９月13日まで	2016年５月１日から 2024年２月29日まで
行使の条件		（注）１.	（注）１.
役員の保有状況	取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	新株予約権の数　60個 目的となる株式数 12,000株 保有者数　2名（注）２.	新株予約権の数　60個 目的となる株式数 12,000株 保有者数　2名（注）２.

		第５回新株予約権	第６回新株予約権
発行決議日		2015年２月13日	2018年３月９日
新株予約権の数		218個	6個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　43,600株 （新株予約権１個につき200株）	普通株式　600株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 100,000円 （１株当たり 500円）	新株予約権１個当たり 151,900円 （１株当たり 1,519円）
権利行使期間		2017年２月27日から 2024年12月26日まで	2020年４月６日から 2024年４月５日まで
行使の条件		（注）１．	（注）５．
役員の保有状況	取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	新株予約権の数　210個 目的となる株式数 42,000株 保有者数　3名（注）３．	新株予約権の数　6個 目的となる株式数　600株 保有者数　1名（注）６．
	取締役（監査等委員）	新株予約権の数　8個 目的となる株式数 1,600株 保有者数　1名（注）４．	－

（注）１．新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。

・新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、もしくは顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との関係で委任、請負等の継続的な契約関係にある者のいずれかの地位を保有していることとします。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。

・新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとします。

・新株予約権者は、「新株予約権割当契約書」に違反した場合には行使できないものとします。

２．取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）２名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

３．取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）３名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

４．取締役（監査等委員）１名に付与している新株予約権は、当社監査役の地位にあったときに付与されたものであります。

５．新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。

・新株予約権者は、権利行使時において、当社又は関係会社の取締役、監査役、従業員、もしくは顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は関係会社との関係で委任、請負等の継続的な契約関係にある者のいずれかの地位を保有していることとします。ただし、取締役会が正当な理由

があると認めた場合は、この限りではありません。
・新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとします。
・新株予約権者は、「新株予約権割当契約書」に違反した場合には行使できないものとします。

6．取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）１名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

7．2017年５月１日付で行った１株を２株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

⑵ 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第７回新株予約権
発行決議日		2019年３月29日
新株予約権の数		275個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　27,500株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 110,500円 （１株当たり　1,105円）
権利行使期間		2021年４月19日から 2025年２月28日まで
行使の条件		（注）１．
従業員等への交付状況	当社従業員	新株予約権の数　137個 目的となる株式数　13,700株 交付者数　44名
	当社子会社取締役	新株予約権の数　13個 目的となる株式数　1,300株 交付者数　2名
	当社子会社従業員	新株予約権の数　125個 目的となる株式数　12,500株 交付者数　44名

（注）１．新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。
・新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、もしくは顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との関係で委任、請負等の継続的な契約関係にある者のいずれかの地位を保有していることとします。ただし、取締役会が正当な理

由があると認めた場合は、この限りではありません。

・新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとします。

・新株予約権者は、「新株予約権割当契約書」に違反した場合には行使できないものとします。

2．2020年３月31日現在において、交付時より退職により新株予約権の数が39個減少しております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

⑴ 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役等（会社法施行規則第110条の４第２項第５号イに定める「取締役等」をいう。以下同じ）及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ）コンプライアンス体制の基盤となる「倫理規程」を定め、全ての役職員は職務の執行にあたって関係法令、社会規範及び社内諸規程等を遵守することを徹底する。

ロ）法令違反行為を早期に発見、是正するため、これらの行為を発見した場合に会社へ情報提供するための内部通報体制を構築する。

ハ）取締役会は、法令、定款及び社内諸規程に基づき、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。

ニ）職務執行が法令、定款及び社内諸規程に適合することを確保するため、内部監査担当が内部監査を実施する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ）当社の取締役会の議事録、並びに稟議書その他取締役の職務執行に係る重要な書類については、法令及び文書管理規程の定めに基づき適切に管理する。

ロ）当社の取締役は、いつでも、前項の情報を閲覧することができる。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ）当社及び子会社の損失の危険に対処するため、社内諸規程を整備し、適宜適切に見直しを行う。

ロ）当社及び子会社の取締役会、経営会議等において、業務執行に関わる重要な情報の共有を行い、リスクの早期発見と未然防止に努める。

ハ）不測の事態が発生した場合には、当社又は子会社の代表取締役社長を責任者として、全社的な対策を検討する。

④ 当社の取締役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ）当社の取締役会は原則として毎月１回開催する他、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。

ロ）当社及び子会社の職務執行に関する権限及び責任は、業務分掌規程、組織規程、職務権限規程等において明文化し、適宜適切に見直しを行う。

ハ）当社及び子会社の業務管理については、事業計画を定め、会社として達成するべき目標を明確化し、月次決算において達成状況を確認・検証し、その対策を立案・実行する。

⑤　当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保する体制

当社は、当社の役職員を子会社の役員とすることで、子会社の重要業務の適正な運営を図るとともに、内部監査の実施により子会社の内部統制状況を把握し、必要に応じて改善等の指導を行う。

⑥　当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ）当社の監査等委員会が職務遂行について補助すべき使用人を求めた場合、必要な人員を配置する。

ロ）当該使用人は、監査補助業務については、監査等委員会の指揮命令に従い、人事考課、異動等については監査等委員会の同意を受けた上で決定することとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。

⑦　当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、会計参与及び使用人、並びに子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第１項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者（以下「役職員等」という）が当社の監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制、並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ）当社の取締役、会計参与及び使用人、並びに子会社の役職員等は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、当社の監査等委員会に対して当該事実に関する事項を速やかに報告する。

ロ）当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、会計参与及び使用人、並びに子会社の役職員等は、当社の監査等委員会の要請に応じて、職務執行の状況等について速やかに報告する。

ハ）報告を行った者が、当社の監査等委員会への報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。

⑧　当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項、その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ）当社の監査等委員がその職務の執行にあたり生じた費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、当社は速やかに当該費用又は債務を処理する。

ロ）当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、当社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）が取締役会その他重要な意思決定の過程及び職務執行の状況を把握するため、重要な会議に出席できる環境を整備する。

ハ）当社の取締役（監査等委員である者を除く。）は、当社の監査等委員が会計監査人及び内部監査人と面談できる環境、必要に応じて意見交換等を行える環境を整備する。

⑨　財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社及び子会社の財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制が有効に行われる体制を構築し、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

⑩　反社会的勢力を排除するための体制

当社は、当社及び子会社において反社会的勢力対応規程を定め、その基本方針として、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。また、不当な要求等を受けた場合には、毅然とした姿勢で組織的に対応し、いかなる場合においても、反社会的勢力との取引を行わず、金銭その他の経済的利益を提供しない。

⑵ 業務の適正性を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正性を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合すること並びに効率的に行われることを確保するための体制

取締役会にて、各議案の審議、職務執行の状況等の監督を行い、経営判断及び監督の実効性を担保しております。

職務執行に関する権限及び責任は、業務分掌規程、組織規程、職務権限規程、稟議規程等において、意思決定手順を明確に定めるとともに、稟議決裁制度を電子化し、迅速・効率的な職務執行体制を構築しております。

また、内部監査において、グループ会社を含む各部門の職務執行の状況等が確認され、必要に応じて改善を図っております。

② リスク管理体制、コンプライアンス体制

取締役会のほか、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員、執行役員で構成する経営会議にて業務執行に関わる重要な情報を共有し、リスクの早期発見と未然防止に努めております。

また、法令遵守体制の構築を目的として倫理規程を定め、社内研修を実施する等により、役職員の関係法令、社会規範及び社内諸規程等の遵守、浸透を図っております。あわせて内部通報規程を制定し、不正行為等を早期に発見し、コンプライアンス経営の強化を図る体制としております。

③ 監査等委員会の監査が実効的に行われることの確保

監査等委員会は監査等委員３名（うち社外取締役３名）で構成され、各監査等委員の監査実施状況の報告や監査等委員間の協議等を行っております。

また、監査等委員は、役職員、内部監査担当者及び会計監査人とそれぞれ定期的に会合し、コンプライアンスや内部統制の整備状況などについて意見交換を実施しております。

④ グループ会社の管理体制

グループ会社の管理については、取締役会において、グループ各社の業績及び営業状況を確認しております。また、グループ会社において重要な決議等を実施する場合には、事前に報告を受け、必要に応じて意見交換を実施しております。

⑤　財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループでは、事業の成長、企業規模に応じた有効な内部統制を整備・運用するため、内部統制に関する評価範囲等の見直しを毎年行っております。また、その評価結果については取締役会に報告されております。

⑥　反社会的勢力を排除するための体制

当社グループは、社内規程に基づき、反社会的勢力とは一切関係を断つとともに、特殊暴力防止対策連合会などの外部機関との協力体制を整備しております。

また、契約書等に反社会的勢力排除に関する記載を盛り込むとともに、役職員に対して研修・教育を行うことで、反社会的勢力排除についての意識徹底に努めております。

連結株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,057,552	1,150,174	332,264	△218	2,539,773
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	9,602	9,602			19,205
連結子会社の増資による持分の増減		8,140			8,140
合併による増加		28,971			28,971
親会社株主に帰属する当期純損失			△81,509		△81,509
自己株式の取得				△52	△52
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	9,602	46,714	△81,509	△52	△25,244
当期末残高	1,067,155	1,196,888	250,755	△270	2,514,528

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,685	1,685	2,711	262,121	2,806,291
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）					19,205
連結子会社の増資による持分の増減					8.140
合併による増加					28,971
親会社株主に帰属する当期純損失					△81,509
自己株式の取得					△52
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△7,225	△7,225	4,383	△9,464	△12,306
当期変動額合計	△7,225	△7,225	4,383	△9,464	△37,551
当期末残高	△5,539	△5,539	7,094	252,656	2,768,740

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

⑴　連結の範囲に関する事項

①　連結子会社の数　　２社

②　連結子会社の名称　株式会社DGマーケティングデザイン
　　株式会社フィノバレー

⑵　持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

⑶　連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

⑷　会計方針に関する事項

①　重要な資産の評価基準及び評価方法

イ）その他有価証券

時価のあるもの　期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）

時価のないもの　移動平均法による原価法

ロ）たな卸資産

仕掛品　個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

②　重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ）有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	３年～15年
工具、器具及び備品	２年～８年

ロ）無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権	10年
ソフトウエア	３年又は５年（社内における見込利用可能期間）

ハ）長期前払費用

期間均等償却しております。

③　重要な引当金の計上基準

イ）貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当連結会計年度は貸倒実績がなく、貸倒懸念債権等の特定の債権に該当する債権もないため貸倒引当金を計上しておりません。

ロ）賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

④　のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、定額法により償却しております。なお、償却期間は５年又は12年であります。

⑤　重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑥　その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

２．追加情報

当社グループは、新型コロナウイルスの影響について、今後の広がり方や収束時期等に関して不確実性が高い事象であると考え、本件が当社グループの業績に与える影響は2021年３月頃まで続くと仮定を置き、会計上の見積りを行っております。

３．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　59,061千円

４．連結株主資本等変動計算書に関する注記

⑴　当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　　6,708,300株

⑵　当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式　　170株

⑶　剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

⑷　当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　　276,600株

５．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用に関しては、短期的な預金に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

②　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する会社の株式であり、上場株式は市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、３か月以内の支払期日となっております。また、これらは流動性リスクに晒されております。

③　金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当該リスクにつきましては、与信管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

・市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握しております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当該リスクにつきましては、月次単位での支払予定を把握するなどの方法により、管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

2020年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
⑴ 現金及び預金	1,106,909千円	1,106,909千円	－千円
⑵ 受取手形及び売掛金	1,109,042	1,109,042	－
⑶ 電子記録債権	36,503	36,503	－
⑷ 投資有価証券			
その他有価証券	18,640	18,640	－
資産計	2,271,095	2,271,095	－
⑴ 買掛金	379,145	379,145	－
⑵ 短期借入金	280,000	280,000	－
⑶ 未払法人税等	60,262	60,262	－
負債計	719,407	719,407	－

（注）１．金融商品の時価の算定方法

資　産

（1）現金及び預金、（2）受取手形及び売掛金、（3）電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（4）投資有価証券

時価について、株式は取引所の価格によっております。

負　債

（1）買掛金、（2）短期借入金、(3)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

投資有価証券83,543千円については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

６．１株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たり純資産　　374円02銭

⑵　１株当たり当期純損失（△）　　△12円26銭

７．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から 2020年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,057,552	1,050,552	－	1,050,552	214,237	214,237	△218	2,322,124
当期変動額								
新株の発行（新株予約権の行使）	9,602	9,602		9,602				19,205
合併による増加			28,971	28,971				28,971
当期純利益					78,187	78,187		78,187
自己株式の取得							△52	△52
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	9,602	9,602	28,971	38,573	78,187	78,187	△52	126,311
当期末残高	1,067,155	1,060,155	28,971	1,089,126	292,425	292,425	△270	2,448,435

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	2,711	2,324,835
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）		19,205
合併による増加		28,971
当期純利益		78,187
自己株式の取得		△52
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,383	4,383
当期変動額合計	4,383	130,694
当期末残高	7,094	2,455,530

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　重要な資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券の評価基準及び評価方法

イ）　子会社株式

移動平均法による原価法

ロ）　その他有価証券

時価のないもの　　移動平均法による原価法

②　たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品　個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　３年

工具、器具及び備品　３年

②　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権　　10年

ソフトウエア　３年又は５年（社内における見込利用可能期間）

⑶　のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、定額法により償却しております。なお、償却期間は５年であります。

⑷　引当金の計上基準

①　貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度は貸倒実績がなく、貸倒懸念債権等の特定の債権に該当する債権もないため貸倒引当金を計上しておりません。

②　賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

⑸　その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2．追加情報

当社は、新型コロナウイルスの影響について、今後の広がり方や収束時期等に関して不確実性が高い事象であると考え、本件が当社の業績に与える影響は2021年３月頃まで続くと仮定を置き、会計上の見積りを行っております。

3．貸借対照表に関する注記

⑴	有形固定資産の減価償却累計額	44,362千円
⑵	関係会社に対する金銭債権債務	
	短期金銭債権	3,793千円
	短期金銭債務	59,168千円

4．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売　上　高	14,328千円
仕　入　高	172,677千円
営業取引以外の取引高	18,526千円

5．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	170株

6．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却超過額	13,221千円
賞与引当金	22,578
資産除去債務	9,492
子会社株式	5,234
一括償却資産	3,699
未払事業税	5,472
未払金	3,931
未払費用	3,305
未払事業所税	798
資産調整勘定	7,956
繰延税金資産合計	75,690
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△2,064
繰延税金負債合計	△2,064
繰延税金資産の純額	73,626

7．関連当事者との取引に関する注記

子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社フィノバレー	所有 直接87.7%	業務受託 役員の兼任	外注委託	147,402	買掛金	47,707

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1．市場価格及び業務内容を勘案して両社協議の上決定しております。

2．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

8．１株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たり純資産　366円05銭

⑵　１株当たり当期純利益　11円76銭

9．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。